大阪府入札・契約制度改善検討委員会設置要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は、大阪府入札・契約制度改善検討委員会の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条　大阪府が発注する建設工事、建設コンサル、物品購入、委託役務（以下「建設工事等」という。）に関する入札・契約制度について、改善すべき事項を検討し、一層の適正な運用を確保するため、大阪府入札・契約制度改善検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（組織）

第3条　委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2　委員会に委員長及び副委員長をおき、委員長は総務部長、副委員長は総務部契約局長とする。

3　委員長は、会議を主宰し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、副委員長が代行するものとする。

4　委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の参加を求めることができる。

（所掌事務）

第4条　委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

（1）　建設工事等の入札制度及び契約制度改善策に関する検討。

（2）　大阪府建設工事の検査に関する検討。

（3）　その他入札及び契約制度の適正な運用の確保に必要な事項の検討。

（部会）

第5条　委員会の円滑な運営に資するため、部会を置くことができる。また、部会の所掌事務及び委員等については、別に定めるものとする。

（事務局）

第6条　委員会の事務局は、総務部契約局契約総務課が行う。

（委任）

第7条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附　則

この要綱は、平成　5年　7月13日から実施する。
この要綱は、平成10年　4月　1日から実施する。
この要綱は、平成11年　5月　1日から実施する。
この要綱は、平成12年　4月13日から実施する。
この要綱は、平成13年　4月　1日から実施する。
この要綱は、平成14年　4月　1日から実施する。
この要綱は、平成17年　4月　1日から実施する。
この要綱は、平成17年　5月20日から実施する。
この要綱は、平成18年　4月　1日から実施する。
この要綱は、平成19年　4月　1日から実施する。

別表（第3条関係）

委　　員
総務部長
総務部契約局長
政策企画部長
総務部長
生活文化部長
にぎわい創造部長
健康福祉部長
商工労働部長
環境農林水産部長
都市整備部長
住宅まちづくり部長
水道部長
教育次長
警察本部総務部長